

〔追 補〕

2006年 原子力規制関係法令集

—— 改正速報 ——

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第44号)の施行に伴い、改正された「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」及び経過措置に関する省令等を登載しました。

また、今回の炉規法施行令改正に伴い、大幅に改正となりました、本法令集第2編収録の省令・告示については、改正済みの条文を小社ホームページ(トップページ→サポート)よりご利用になれます。本冊子のPDFファイルとあわせてご活用ください。

大成出版社

<http://www.taisei-shuppan.co.jp>

△二〇〇六年▽原子力規制関係法令集〔追補〕目次

〔内容現在 平成一八年一月三二日〕

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令……………昭和三二年一月二日政令第三二四号……………一
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令……………平成一七年一月三〇日文部科学省令第四八号……………三七
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令……………平成一七年一月三二日経済産業省令第一一三号……………三八
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員会等との関係を定める告示……………平成一七年一月三〇日文部科学省告示第一六一号……………三九

五 ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物

六 前号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

(防護対象特定核燃料物質)

第二条 この政令において「防護対象特定核燃料物質」とは、次のいずれかに該当する特定核燃料物質をいう。

一 照射されていない次に掲げる物質

イ プルトニウム及びその化合物並びに

これらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が十五

グラムを超えるもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウ

ラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物並びに

これらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十五

グラムを超えるもの

ハ ウラン二三五のウラン二三五及びウ

ラン二三八に対する比率が百分の十以上で百分の二十に達しないウラン並び

にその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラ

ン二三五の量が一キログラムを超えるもの

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が十キログラム以上のもの

ホ ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が十五

グラムを超えるもの

二 照射された前号に掲げる物質(使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固化した物(次号において「ガラス固化体」という。))に含まれる照射された前号に掲げる物質であつて、その表面から一メートルの距離に

おいて、当該物質から放出された放射線が空気に吸収された場合の吸収線量率(次号及び第四十八条の表第二号において単に「吸収線量率」という。)が一グ

レイ毎時を超えるものを除く。)

三 照射された次に掲げる物質であつて、照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの(ガラス固化体に含まれるものであつて、その表面から一メー

トルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものを除く。)

イ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウ

ラン二三八に対する比率が天然の比率に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質

ハ トリウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウ

ラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質

ルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えるものを除く。)

イ ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

ロ ウラン二三五のウラン二三五及びウ

ラン二三八に対する比率が天然の比率に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

ハ トリウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウ

ラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質

ハ トリウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質

ニ ウラン二三五のウラン二三五及びウ

ラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の十に達しないウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質

ハ トリウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質

規制

(製錬事業の指定の申請)

第三条 法第三条第一項の指定は、製錬の事業を行おうとする工場又は事業所ごとに受

けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他経済産業省令で定める書類を添え、指定を受けようとする工場又は事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、申請しなければならない。

(製錬事業に係る変更の許可の申請)

第四条 製錬事業者は、法第六条第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その工場又は事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更の内容

四 変更の理由

五 工事を伴うときは、その工事計画(製錬事業に係る防護措置が必要な場合)

第五条 法第十一条の二第一項に規定する政令で定める場合は、製錬施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

(加工事業の許可の申請)

第六条 法第十三条第一項の許可は、加工の

事業を行おうとする工場又は事業所ごとに受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画書その他経済産業省令で定める書類を添えて、申請しなければならない。

(加工事業に係る変更の許可の申請)

第七条 加工事業者は、法第十六条第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更の内容

四 変更の理由

五 工事を伴うときは、その工事計画(施設定期検査を受ける加工施設)

第八条 法第十六条の五第一項に規定する加工施設のうち政令で定めるものは、加工設備本体、貯蔵施設、廃棄施設及び放射線管理施設並びに加工設備の附属施設で経済産業省令で定めるものとする。

(加工事業に係る防護措置が必要な場合)

第九条 法第二十一条の二第二項に規定する政令で定める場合は、加工施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

る。

(核燃料取扱主任者の認定)

第十条 法第二十二條の三第一項第二号の規定による認定は、次の各号に該当する者について行ふものとする。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学若しくは旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の課程を修めて卒業したこと、又はこれと同等以上の学力を有すると認められること。

二 核燃料物質の取扱いに関する専門的知識を必要とする業務に三年以上従事したこと。

三 核燃料物質の取扱いの管理に関する業務に一年以上従事したこと。

第三章 原子炉の設置、運転等に関する規制

(原子炉の設置の許可の申請)

第十一条 法第二十三条第一項の許可は、原子炉を設置しようとする工場又は事業所(原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶)ごとに受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、原子炉の設置に必要な資金の調達計画書その他主務省令で定める書類を添えて、申請しな

ければならない。

（研究開発段階にある原子炉）

第十二条 法第二十三条第一項第四号に規定する政令で定める原子炉は、当分の間、発電の用に供する原子炉又は船舶に設置する原子炉として昭和五十四年一月三日までに原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）による改正前の法第二十三条第一項の許可を受けたもの又は原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）第二十五条第一項に規定する動力炉開発業務に関する基本計画においてその設置が予定されていたものの型式と同型式の原子炉（以下この条において「特定型原子炉」という。）のうち、発電の用に供する原子炉であつて次に掲げるものに該当するものとする。

一 高速増殖炉（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）第二条第五項に規定する高速増殖炉をいう。）

二 重水減速沸騰軽水冷却型原子炉（減速材として重水を、冷却材として沸騰軽水をそれぞれ使用する原子炉をいう。）

2 法第二十三条第一項第五号に規定する政

令で定める原子炉は、当分の間、特定型原子炉のうち、船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉压力容器の外部にあるものをいう。）とする。

3 特定型原子炉以外の原子炉（発電の用に供し、又は船舶に設置するものに限る。）については、その設置に関しその具体的な内容が明らかになつたときにおいて、当該原子炉が法第二十三条第一項各号に掲げる原子炉のいずれに該当するかについて、文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、速やかに検討を加えるものとする。（外国原子力船に設置した原子炉に係る許可の申請）

第十三条 法第二十三条の二第一項の許可は、本邦の水域に立ち入らせようとする船舶ごとに受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、原子炉施設に関しその安全性を説明する書類その他国土交通省令で定める書類を添えて、申請しなければならない。

（原子炉の設置に係る変更の許可の申請）

第十四条 原子炉設置者（法第三十九条第五項の規定により原子炉設置者とみなされる者を含む。以下同じ。）は、法第二十六条第一項の規定による変更の許可を受けよう

とするときは、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地（船舶にあつては、その船舶の名称、変更に係る工事を行う造船事業者の工場又は事業所の名称及び所在地並びに変更に係る工事を行う際の船舶の所在地）

三 変更の内容

四 変更の理由

五 工事を伴うときは、その工事計画（外国原子力船に設置した原子炉に係る変更の許可の申請）

第十五条 外国原子力船運航者は、法第二十六条の二第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る船舶の名称並びに本邦内において変更に係る工事を行うときは、その工事を行う造船事業者の工場又は事業所の名称及び所在地並びにその工事を行

う際の船舶の所在地

三 変更の内容

四 変更の理由

五 本邦内において工事を行うときは、その工事計画

(施設定期検査を受ける原子炉施設)

第十六条 法第二十九条第一項に規定する原子炉施設のうち政令で定めるものは、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設、貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及び非常用電源設備その他の原子炉の附属施設で主務省令で定めるものとする。

(運転計画の届出を要しない原子炉)

第十七条 法第三十条に規定する政令で定める原子炉は、臨界実験装置（炉心構造を容易に変更することができる原子炉であつて、核燃料物質の臨界量等当該原子炉の核特性を測定する用に専ら供するもの）をいう。別表第一において同じ。）とする。

(原子炉の設置、運転等に係る防護措置が必要な場合)

第十八条 法第三十五条第二項に規定する政令で定める場合は、原子炉施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

(原子炉の譲受けの許可の申請等)

第十九条 法第三十九条第一項の規定により

原子炉又は原子炉を含む一体としての施設（原子力船を含む。）の譲受けの許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 使用の目的

四 原子炉の型式、熱出力及び基数

五 原子炉を設置している工場又は事業所の名称及び所在地（原子炉を船舶に設置している場合にあつては、その船舶の名称）

六 原子炉施設の位置、構造及び設備

七 原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分方法

2 法第三十九条第二項の規定により原子力船の譲受けの許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、船舶の名称及び前項各号（第五号を除く。）に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3 法第三十九条第二項の許可を受けて原子力船を譲り受けた者が法第二十六条第一項

の規定による変更の許可を受けなければならない事項は、第一項第三号、第四号、第六号又は第八号に掲げる事項とし、法第二十六条第二項の規定による変更の届出をしなければならない事項は、第一項第一号又は第七号に掲げる事項とする。

(原子炉主任技術者の認定)

第二十條 第十條の規定は、法第四十一条第一項第二号の規定による認定について準用する。この場合において、第十條第二号中「核燃料物質の取扱い」とあるのは「原子炉の構造」と、同条第三号中「核燃料物質の取扱い」とあるのは「原子炉の運転」と読み替えるものとする。

第四章 貯蔵、再処理及び廃棄の事業

に關する規制

(貯蔵能力)

第二十一条 法第四十三条の四第一項の政令で定める貯蔵能力は、ウラン及びプルトニウムの照射される前の量の合計が一トンである使用済燃料を貯蔵することができることとする。

(貯蔵事業の許可の申請)

第二十二条 法第四十三条の四第一項の許可は、使用済燃料の貯蔵の事業を行うおとする事業所ごとに受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画書その他経済産業省令で定める書類を

添えて、申請しなければならない。

（貯蔵事業に係る変更の許可の申請）

第二十三条 使用済燃料貯蔵事業者は、法第四十三条の七第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る事業所の名称及び所在地

三 変更の内容

四 変更の理由

五 工事を伴うときは、その工事計画

（施設定期検査を受ける使用済燃料貯蔵施設）

第二十四条 法第四十三条の十一第一項に規定する使用済燃料貯蔵施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料（法第四十三条の四第一項の使用済燃料に該当するものに限る。）の受入れ施設、使用済燃料貯蔵設備本体、計測制御系統施設、廃棄施設及び放射線管理施設並びに使用済燃料貯蔵設備の附属施設で経済産業省令で定めるものとする。

（貯蔵事業に係る防護措置が必要な場合）

第二十五条 法第四十三条の十八第二項に規定する政令で定める場合は、使用済燃料貯

蔵施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

（再処理事業の指定の申請）

第二十六条 法第四十四条第一項の指定は、再処理の事業を行おうとする工場又は事業所に受けなければならない。

2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他経済産業省令で定める書類を添えて、申請しなければならない。

（再処理事業に係る変更の許可の申請）

第二十七条 再処理事業者は、法第四十四条の四第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 変更の内容

四 変更の理由

五 工事を伴うときは、その工事計画

（施設定期検査を受ける再処理施設）

第二十八条 法第四十六条の二の二第一項に規定する再処理施設のうち政令で定めるものは、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設、計測

制御系統施設、廃棄施設並びに放射線管理施設並びに再処理設備の附属施設で経済産業省令で定めるものとする。

（再処理事業に係る防護措置が必要な場合）

第二十九条 法第四十八条第二項に規定する政令で定める場合は、再処理施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

（廃棄事業の許可の申請）

第三十条 法第五十一条の二第一項の許可は、廃棄物施設又は廃棄物管理の事業を行おうとする事業所ごとに受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、事業計画書その他経済産業省令で定める書類を添えて、申請しなければならない。

（廃棄物施設）

第三十一条 法第五十一条の二第一項第一号の政令で定める核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物は、次に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる核燃料物質によつて汚染された物（微量の核燃料物質が混入し、又は付着している物を含む。）であつて、その埋設を行う時以後において、同表の中欄に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度を超えないものとする。

一 原子炉施設 を設置した工 場又は事業所 において生じ た廃棄される 物のうち掲げ るもの イ 容器に固 体化したもの の(次号に固 型化したもの を除く) ロ 金属製の ものを(容器 に固定化する ことが困難な もの)で開 口の密閉部 その他の処理 をしたもの	炭素十四	三十七ギガ ベクレル毎	炭素十四	アルファ線 を放出する 放射性物質 毎トン	セシウム百 三十七 ラベクレル 毎トン	ストロンチ ウム九十 ベクレル毎 トン	ニッケル六 十三 ラベクレル 毎トン	コバルト六 十 ラベクレル 毎トン	カルシウム 四十一 三・一ギガ ベクレル毎 トン	コバルト六 十 ラベクレル 毎トン	ニッケル六 十三 ラベクレル 毎トン
	二 原子炉施設 を設置した工 場又は事業所 において生じ た廃棄される 物の容器に固 体化したもの のうちコンク リート及び鉄 筋その他これ に類するもの (以下この条 において「コ	炭素十四	三十七ギガ ベクレル毎	炭素十四	アルファ線 を放出する 放射性物質 毎トン	セシウム百 三十七 ラベクレル 毎トン	ストロンチ ウム九十 ベクレル毎 トン	ニッケル六 十三 ラベクレル 毎トン	コバルト六 十 ラベクレル 毎トン	カルシウム 四十一 三・一ギガ ベクレル毎 トン	コバルト六 十 ラベクレル 毎トン

三 原子炉施設 を設置した工 場又は事業所 において生じ た廃棄される 固体状の物で 容器に固型化 して(第一号ロ 及び次号に掲 げるものを除 く)	ストロンチ ウム九十 ベクレル毎 トン	セシウム百 三十七 ラベクレル 毎トン	アルファ線 を放出する 放射性物質 毎トン	トリチウム 三・〇ギガ ベクレル毎 トン	炭素十四 百十メガバ ベクレル毎 トン	コバルト六 十 八・一ギガ ベクレル毎 トン	ニッケル六 十三 七・二ギガ ベクレル毎 トン	ストロンチ ウム九十 四・七メガ ベクレル毎 トン	セシウム百 三十七 百メガバ ベクレル毎 トン	アルファ線 を放出する 放射性物質 毎トン	ストロンチ ウム九十 ベクレル毎 トン
	四 原子炉施設 を設置した工 場又は事業所 において生じ た廃棄される 物のうち掲げ るもの イ 容器に固 体化したもの の(次号に固 型化したもの を除く) ロ 金属製の ものを(容器 に固定化する ことが困難な もの)で開 口の密閉部 その他の処理 をしたもの	ストロンチ ウム九十 ベクレル毎 トン	セシウム百 三十七 ラベクレル 毎トン	アルファ線 を放出する 放射性物質 毎トン	トリチウム 三・〇ギガ ベクレル毎 トン	炭素十四 百十メガバ ベクレル毎 トン	コバルト六 十 八・一ギガ ベクレル毎 トン	ニッケル六 十三 七・二ギガ ベクレル毎 トン	ストロンチ ウム九十 四・七メガ ベクレル毎 トン	セシウム百 三十七 百メガバ ベクレル毎 トン	アルファ線 を放出する 放射性物質 毎トン

2 通常人の利用に供されることがなく、か つ、放射性物質が地表付近まで浸出したと	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	アルファ線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン
	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	アルファ線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン	放射線 を放出する 放射性物質 毎トン

追補 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(三一条)

してもその過程において放射能が十分に減衰する地下の深さとして経済産業省令で定める深さに設置される廃棄物埋設施設に埋設する場合における法第五十一条の第二項第一号の政令で定める核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物は、次の表の上欄に掲げる核燃料物質によつて汚染された物（微量の核燃料物質が混入し、又は附着している物を含む。）であつて、その埋設を行う時以後において、同表の中欄に掲げる放射性物質についての放射能濃度がそれぞれ同表の下欄に掲げる放射能濃度を超えないものとする。

原子炉施設を設 置した工場又は 事業所において 生じた廃棄され る物で次に掲げ るもの	炭素十四	五百二十テ ラベクレル 毎トン
一 容器に固型 化したもの	塩素三十六	百ギガベク レル毎トン
二 前号に掲げ るもの	テクネチウ ム九十九	八百二十ギ ガベクレル 毎トン
か、固形状の もの	ネプツニウ ム二百三十	十三ギガベ クレル毎ト ン

（廃棄物管理）

第三十二条 法第五十一条の第二項第二号に規定する管理又は処理であつて政令で定めるものは、次のいずれかに該当するもの（廃棄物埋設事業者が廃棄物埋設施設にお

いて行うもの及び船舶において行われるものを除く。）とする。

- 一 固体状の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の管理であつて放射線による障害の防止を目的としたもの
- 二 液体状又は固体状の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の処理であつて、容器に封入すること、容器に固型化することその他の方法によつてこれらを管理又は最終的な処分に適した性状にするもの

（廃棄事業に係る変更の許可の申請）

- 第三十三条 廃棄事業者は、法第五十一条の五第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 変更に係る事業所の名称及び所在地
 - 三 変更の内容
 - 四 変更の理由
 - 五 工事を伴うときは、その工事計画

（特定廃棄物管理施設）

第三十四条 法第五十一条の七第一項の政令で定める廃棄物管理施設は、三・七テラベクレル以上の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理施設とす

る。（施設定期検査を受ける特定廃棄物管理施設）

第三十五条 法第五十一条の十第一項に規定する特定廃棄物管理施設のうち政令で定めるものは、廃棄物受入れ施設、廃棄物管理設備本体、計測制御系統施設及び放射線管理施設並びに廃棄物管理設備の附属施設で経済産業省令で定めるものとする。

（廃棄物管理事業に係る防護措置が必要な場合）

第三十六条 法第五十一条の十六第三項に規定する政令で定める場合は、廃棄物管理施設において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

（廃棄物埋設地の譲受けの許可の申請）

第三十七条 法第五十一条の十九第一項の規定により廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設の譲受けの許可を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 譲受けの相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 廃棄物埋設施設を設置している事業所の名称及び所在地

四 廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の性状及び量

五 廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備並びに廃棄の方法

六 放射能の減衰に応じた廃棄物埋設に ついての保安のために講ずべき措置の変更予定時期

第五章 核燃料物質、核原料物質及び国際規制物資の使用等に関する規制

(核燃料物質の使用の許可の申請)

第三十八條 法第五十二條第一項の許可は、核燃料物質を使用しようとする工場又は事業所ごとに受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書その他文部科学省令で定める書類を添えて、申請しなければならない。

(使用の許可を要しない核燃料物質の種類及び数量)

第三十九條 法第五十二條第一項第五号の政令で定める種類及び数量の核燃料物質は、次の表の上欄に掲げる種類及び当該種類についてそれぞれ同表の下欄に掲げる数量の核燃料物質とする。

一 ウラン二三五のウラン 二三八に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物	ウランの量 三百グラム以下
二 ウラン二三五のウラン 二三八に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物	ウランの量 三百グラム以下
三 前二号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	ウランの量 三百グラム以下
四 トリウム及びその化合物	トリウムの量 九百グラム以下
五 前号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの	トリウムの量 九百グラム以下

(核燃料物質の使用に係る変更の許可の申請)

第四十條 使用者は、法第五十五條第一項の規定による変更の許可を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあ

つては、その代表者の氏名

二 使用の場所

三 変更の内容

四 変更の理由

(施設検査等を要する核燃料物質)

第四十一條 法第五十五條の二第一項及び第五十六條の三第一項に規定する政令で定める核燃料物質は、次のいずれかに該当する核燃料物質とする。
一 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、プルトニウムの量が一グラム以上のもの。ただし、密封されたものにあつては、プルトニウムの量が四百五十グラム未満のものを除く。

二 三・七テラベクレル以上の使用済燃料
三 ウラン二三三及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三三の量が五百グラム以上のもの

四 前号に掲げるもののほか、次の表の上欄に掲げるウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウラン二三五の量が同表の下欄に掲げる量以上のもの。ただし、同表の上欄に掲げるウランのいずれもがある場合には、それぞれのウラン二三五の量の同表の下欄に掲げる量に対する割合の

和が一以上であるものを含む。

一 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率を超え百分の五に達しないウラン	千二百グラム
二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の五以上のウラン	七百グラム

五 前二号に掲げるもののほか、六ふつ化ウランであつて、ウランの量が一トン以上のもの

六 前三号に掲げるもののほか、ウラン及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、ウランの量が三トン以上のもの（液体状のものに限る。）

（核燃料物質の使用に係る防護措置が必要な場合）

第四十二条 法第五十七条第二項に規定する政令で定める場合は、使用施設等（使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。以下同じ。）において防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合とする。

（核原料物質の使用の届出）
第四十三条 法第五十七条の八第一項及び第

三項の規定による届出は、工場又は事業所ごとにしなければならない。

（使用の届出を要しない核原料物質の放射能濃度等の限度）

第四十四条 法第五十七条の八第一項第三号に規定する政令で定める限度は、放射能濃度については、七十四ベクレル毎グラム（固体状の核原料物質にあつては、三百七十ベクレル毎グラム）とし、ウラン又はトリウムの数量については、ウランの量に三を乗じて得られる数量及びトリウムの量を合計した数量で九百グラムとする。

（核原料物質の使用に係る変更の届出）
第四十五条 核原料物質使用者は、法第五十七条の八第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、次の事項を記載した書類を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 使用の場所
- 三 変更の内容
- 四 変更の理由

（廃棄に関する確認を要する場合）

第四十六条 法第五十八条第二項に規定する政令で定める場合は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物をこれらの廃

棄施設に廃棄する場合（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物で廃棄しようとするものを輸入した製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者又は使用者がこれを廃棄する場合を除く。）及び法第六十二条第一項ただし書に該当してこれらの海洋投棄をする場合以外の場合とする。

（運搬に係る特定核燃料物質の防護のための措置が必要な特定核燃料物質）

第四十七条 法第五十九条第一項に規定する政令で定める特定核燃料物質は、防護対象特定核燃料物質とする。

（運搬に関する確認を要する場合）

第四十八条 法第五十九条第二項に規定する政令で定める場合は、次の表の上欄に掲げる場合について、それぞれ同表の下欄に掲げるもののいずれかに該当する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬する場合とする。

一 法第五十九条第一項の規定により保安のため必要な場合	イ 放射線障害防止のため核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて、主務省令（国土交通大臣の認可を要する場合）にあつては、国土交通省令
-----------------------------	--

	二 法第五十 九条第一項 の規定によ り保安及び 特定核燃料 物質の防護 のための措 置が必要な 場合
ロ において同じ。で定 めるもの ロ 臨界防止のための措 置が特に必要な核燃料 物質であつて、主務省 令で定めるもの	イ 照射されてい ない次に掲 げる物質 (1) プルトニウム及び その化合物並びにこ れらの物質の一又は 二以上を含む物質で あつて、プルトニウ ムの量が二キログラ ム以上のもの (2) ウラン二三五のウ ラン二三五及びウラ ン二三八に対する比 率が百分の二十以上 のウラン並びにその 化合物並びにこれら の物質の一又は二以 上を含む物質であつ て、ウラン二三五の 量が五キログラム以 上のもの (3) ウラン二三三及び その化合物並びにこ

	(都道府県公安委員会への届出を要する場 合) 第四十九条 法第五十九条第五項に規定する 政令で定める場合は、次の表の上欄に掲げ る場合について、それぞれ同表の下欄に掲 げるもののいずれかに該当する核燃料物質 又は核燃料物質によつて汚染された物を運 搬する場合とする。
れらの物質の一又は 二以上を含む物質で あつて、ウラン二三 三の量が二キログラ ム以上のもの ロ 照射されたイに掲げ る物質であつて、その 表面から一米ートルの 距離において吸収線量 率がグレイ毎時以下 のもの	一 法第五十 九条第一項 の規定によ り保安のた めの措置が 必要な場合 イ 放射線障害防止のた めの措置が特に必要な 核燃料物質又は核燃料 物質によつて汚染され た物であつて、内閣府 令で定めるもの ロ 臨界防止のための措 置が特に必要な核燃料

二 法第五十 九条第一項 の規定によ り保安及び 特定核燃料 物質の防護 のための措 置が必要な 場合	物質であつて、内閣府 令で定めるもの 防護対象特定核燃料物質
(不要となつた運搬証明書の返納) 第五十条 運搬証明書の交付を受けた者は、 次の各号のいずれかに該当することとなつ たときは、速やかに当該運搬証明書(第三 号の場合にあつては、発見し、又は回復し た運搬証明書)を交付を受けた都道府県公 安委員会に返納するようになければなら ない。 一 運搬を終了したとき。 二 運搬をしないこととなつたとき。 三 運搬証明書の再交付を受けた場合にお いて、喪失し、又は盗取された運搬証明 書を発見し、又は回復したとき。 第五十一条 運搬が二以上の都道府県にわた (都道府県公安委員会の間の連絡) ることとなる場合には、関係都道府県公安 委員会(以下この条において「関係公安委	

員会)という。)は、次に掲げる措置をとるものとする。

一 出発地を管轄する都道府県公安委員会(以下この号において「出発地公安委員会」という。)以外の関係公安委員会にあつては、出発地公安委員会を通じて、法第五十九条第五項の規定による届出の受理、運搬証明書の交付及び同条第六項の指示を行うこと。

二 法第五十九条第六項の指示を行おうとするときは、あらかじめ、当該指示の内容を他の関係公安委員会に通知すること。

三 前二号に定めるもののほか、当該運搬について、災害を防止し、及び特定核燃料物質を防護して公共の安全を図るため、他の関係公安委員会と緊密な連絡を保持すること。

2 前項に規定するもののほか、運搬が二以上の都道府県にわたることとなる場合には、関係公安委員会は、一の関係公安委員会を通じて、法第五十九条第九項の規定による届出、同条第十項の規定による申請及び前条の規定による返納の受理を行うことができるものとする。この場合において、他の関係公安委員会は、当該一の関係公安委員会を通じて、運搬証明書の書換え又は再交付を行うものとする。

(特定核燃料物質の運搬に関する取決めの締結等が必要な場合)

第五十二条 法第五十九条の第二項に規定する政令で定める場合は、次のいずれかに該当する特定核燃料物質が運搬される場合とする。

一 防護対象特定核燃料物質

二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が天然の比率であるウラン並びにその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるものであつて、ウランの量が五百キログラムを超えるもの(照射されていないものに限る。)

(受託貯蔵に係る防護措置が必要な特定核燃料物質)

第五十三条 法第六十条第二項に規定する政令で定める特定核燃料物質は、防護対象特定核燃料物質とする。

(法第六十一条の二第三項の政令で定める法令)

第五十四条 法第六十一条の二第三項に規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

一 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)

二 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の

規制に関する法律

三 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七十七号)

四 原子力損害賠償補償契約に関する法律(昭和三十六年法律第四百四十八号)

五 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)

六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三百三十六号)

七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百二十七号)

八 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三百三十八号)

九 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三百二十九号)

十 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第六十号)

十一 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)

十二 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法律第八号)

十三 環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)

十四 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)

十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年

法律第百二十二号

十六 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）

十七 核原料物質、核燃料物質及び原子炉

の規制に関する法律施行令

十八 新エネルギー利用等の促進に関する

特別措置法施行令（平成九年政令第二百

八号）

十九 武力攻撃事態等における国民の保護

のための措置に関する法律施行令（平成

十六年政令第二百七十五号）

第五十五条 法第六十一条の三第一項の許可

は、国際規制物資を使用しようとする工場

又は事業所ごとに受けなければならない。

（国際特定活動の届出）

第五十六条 法第六十一条の九の四第一項の

規定による届出は、国際特定活動を行う工場

又は事業所ごとにしなければならない。

（情報処理業務の委託）

第五十七条 法第六十一条の十の規定により

文部科学大臣が指定情報処理機関に行わせる

ことができる情報処理業務は、次のとおり

とする。

一 次に掲げる情報（次号において「国際

規制物資情報」という。）の整理

イ 国際規制物資の在庫量の確認の実施

及び支払いに関する計画に関する情報

追補 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（五五号―一六〇号）

ロ 国際規制物資の在庫及びその増減の

状況に関する情報

ハ 国際原子力機関が行う封印の検認そ

の他の方法による国際規制物資の移動

の監視、記録の確認及び国際規制物資

の計量の結果に関する情報

二 国際規制物資情報に関する解析

2 前項第二号に掲げる解析の方法について

は、文部科学省令で定める。

（法第六十一条の二十三の二第三号の政令で

定める業務）

第五十八条 法第六十一条の二十三の二第三

号の政令で定める業務は、次のとおりとす

る。

一 保障措置協定又は追加議定書に基づく

保障措置の適切な実施のため必要な技術

的検査に関する調査研究を行うこと。

二 法第六十一条の八の二第二項第三号の

規定により提出をさせ、若しくは法第六

十八条第四項の規定により収去する試料

又は同条第一項の規定により収去する試

料（保障措置協定又は追加議定書に基づ

く保障措置の実施のために収去するもの

に限る。）の試験に関する調査研究を行

うこと。

三 法第六十一条の八の二第二項第四号又

は法第六十八条第五項若しくは第十六

項の規定によりする封印又は取り付ける

装置に関する調査研究を行うこと。

四 国際規制物資の適正な計量に必要な技

術に関する調査研究を行い、及びその成

果を普及すること。

第六章 雑則

（報告）

第五十九条 法第六十七条第五項の規定によ

り文部科学大臣が国際規制物資を使用して

いる者（国際規制物資を貯蔵している使用

済燃料貯蔵事業者及び国際規制物資を廃棄

している廃棄事業者を含む。）その他の者

に対し報告をさせることができる事項は、

次に掲げる事項とする。

一 国際原子力機関からの要請に係る事項

二 追加議定書第四条dに規定する疑義又

は問題に係る事項

三 ウラン鉱山（ウラン鉱の採鉱、採鉱又

は選鉱を行う事業場をいう。以下この号

において同じ。）の所在地並びに当該ウ

ラン鉱山におけるウラン鉱の採鉱、採鉱

又は選鉱の実施の状況並びにウラン鉱の

年間の生産数量及び生産能力

（原子力施設検査官、原子力保安検査官及び

核物質防護検査官の定数及び資格）

第六十条 文部科学省の原子力施設検査官の

定数は十九人とし、経済産業省の原子力施

設検査官の定数は五十七人とする。

2 文部科学省の原子力保安検査官の定数は

五十九人とし、経済産業省の原子力保安検査官の定数は百六十三人とする。

3 文部科学省の核物質防護検査官の定数は十五人とし、経済産業省の核物質防護検査官の定数は二十五人とする。

4 文部科学省の原子力施設検査官は原子炉施設又は使用施設等の構造、性能及び保安について、経済産業省の原子力施設検査官は加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は廃棄物管理施設の構造、性能及び保安について、それぞれ相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

5 文部科学省の原子力保安検査官は原子炉設置者又は使用者が講ずべき保安のために必要な措置（保安教育を含む。以下この項において同じ。）並びに原子炉施設又は使用施設等の構造及び性能について、経済産業省の原子力保安検査官は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は廃棄事業者が講ずべき保安のために必要な措置並びに製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設又は廃棄物管理施設の構造及び性能について、それぞれ相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

6 文部科学省の核物質防護検査官は原子炉

設置者又は使用者が講ずべき特定核燃料物質の防護のために必要な措置について、経済産業省の核物質防護検査官は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者又は廃棄事業者が講ずべき特定核燃料物質の防護のために必要な措置について、それぞれ相当の知識及び経験を有する者でなければならない。

（外務省職員の出会いを要する立入検査等）
第六十一条 法第六十八条第十三項の政令で定める場合は、国際原子力機関の指定する

者が同項の規定による立入検査であつて次に掲げるものを行う場合（当該立入検査の際に同条第十八項の規定による封印又は装置の取付けをする場合を含む。）とする。

一 追加議定書第四条 a(i) に規定するアクセスとして行われるもの（同条 b(ii) の規定による通告があつた日に行われるものを除く。）

二 追加議定書第四条 a(ii) に規定するアクセスとして行われるもの

三 追加議定書第四条 a(iii) に規定するアクセスとして行われるもの（当該立入検査が行われたことがある場所に対するものに限る。）

（届出を受理した場合における通報等）
第六十二条 法第七十一条第六項の政令で定

める行為は、次に掲げるものとする。

一 法第二十三条第一項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するものに係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

二 法第二十三条第一項第四号又は第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものに係る原子炉設置者による法第二十六条第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

三 実用発電用原子炉若しくは法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者又は実用船用原子炉に係る原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者による法第二十六条第二項、第二十六条の二第二項又は第三十二条第二項の規定による届出の受理

四 法第六条第二項、第九条第二項、第十四条第二項、第十九条第二項、第四十三条の七第二項、第四十三条の十五第二項、第四十四条の四第二項、第四十六条の六第二項、第五十一条の五第二項又は第五十一条の十三第二項の規定による届出の受理

五 法第十二条の六第八項（法第二十二條の八第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項及び第五十一條

の二十五第三項において準用する場合を含む。又は第十二条の七第九項（法第二十二條の九第五項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項及び第五十一條の二十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認

六 法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の三第四項において準用する法第十二條の七第九項の規定による確認（経済産業大臣又は国土交通大臣が行うものに限る。）

七 法第五十九條の二第二項の規定による確認

八 法第四十三條の規定による命令

2 文部科学大臣は、法第二十三條第一項第三号に掲げる原子炉であつて発電の用に供するものに係る原子炉設置者につき、法第二十六條第二項又は第三十二條第二項の規定による届出を受理した場合においては、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

3 経済産業大臣又は文部科学大臣は、法第二十三條第一項第四号又は第五号に掲げる原子炉であつて船舶に設置するものに係る原子炉設置者につき、法第二十六條第二項又は第三十二條第二項の規定による届出を受理した場合においては、国土交通大臣に

対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

4 経済産業大臣又は国土交通大臣は、実用発電用原子炉若しくは法第二十三條第一項第四号に掲げる原子炉に係る原子炉設置者又は実用船用原子炉に係る原子炉設置者若しくは外国原子力船運航者につき、法第二十六條第二項、第二十六條の二第二項又は第三十二條第二項の規定による届出を受理した場合においては、文部科学大臣に対し、遅滞なく、その届出の写しを送付しなければならない。

5 経済産業大臣は、法第六條第二項、第九條第二項、第十六條第二項、第十九條第二項、第四十三條の七第二項、第四十三條の十五第二項、第四十四條の四第二項、第四十六條の六第二項、第五十一條の五第二項又は第五十一條の十三第二項の規定による届出を受理した場合においては、文部科学大臣に対し、その届出の写しを送付しなければならない。

6 経済産業大臣は、法第十二條の六第八項（法第二十二條の八第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項及び第五十一條の二第五第三項において準用する場合を含む。）又は第十二條の七第七項（法第二十二條の九第五項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項及び第五十一

條の二十六第四項において準用する場合を含む。）の規定による確認をした場合においては、文部科学大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

7 経済産業大臣又は国土交通大臣は、法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の三第四項において準用する法第十二條の七第九項の規定による確認をした場合においては、文部科学大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

8 文部科学大臣は、法第五十九條の二第二項の規定による確認をした場合においては、国土交通大臣（当該確認に係る運搬が輸出又は輸入を伴うものである場合にあつては、経済産業大臣及び国土交通大臣）に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

9 文部科学大臣は、法第四十三條の規定による命令をした場合においては、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

10 経済産業大臣は、法第四十三條の規定による命令をした場合においては、文部科学大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

11 国土交通大臣は、法第四十三條の規定による命令をした場合においては、文部科学

大臣及び経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

（国家公安委員会等との関係）

第六十三條 法第七十二條第一項の規定により文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣が意見を聴かなければならない者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

<p>一 法第二十三條第一項第二号に掲げる原子炉又は同項第四号若しくは第五号に掲げる原子炉（船舶官に設置するものに限る。）に係る核物質防護規定について法第四十三條の二第一項の認可をする場合</p>	<p>国家公安委員 会及び海 上保安庁長 官</p>
<p>二 原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち文部科学大臣又は経済産業大臣が告示で定めるものに係る核物質防護規定について法第四十三條の二第一項の認可をする場合</p>	<p>国家公安委員 会及び海 上保安庁長 官</p>
<p>三 製錬施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再</p>	<p>国家公安委員 会及び海</p>

2

<p>処理施設、廃棄物管理施設又は使用施設等（以下この条において「製錬施設等」という。）のうち文部科学大臣又は経済産業大臣が告示で定めるものに係る核物質防護規定について法第七十二條第一項に規定する規定により認可をする場合</p>	<p>上保安庁長 官</p>
<p>四 原子炉又は製錬施設等であつて前三号に規定するもの以外のものに係る核物質防護規定について法第七十二條第一項に規定する規定により認可をする場合</p>	<p>国家公安委員 会</p>
<p>2 法第七十二條第二項の規定により意見を述べることができる者は、次の表の上欄に掲げる意見の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。</p> <p>一 法第二十三條第一項第二号に掲げる原子炉又は同項第四号若しくは第五号に掲げる原子炉（船舶官に設置するものに限る。）に係る原子炉設置</p>	<p>国家公安委員 会及び海 上保安庁長 官</p>

<p>者についての法第七十二條第二項に規定する規定の運用に関する意見</p>	<p>国家公安委員 会及び海 上保安庁長 官</p>
<p>二 原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち文部科学大臣又は経済産業大臣が告示で定めるものに係る原子炉設置者についての法第七十二條第二項に規定する規定の運用に関する意見</p>	<p>国家公安委員 会及び海 上保安庁長 官</p>
<p>三 製錬施設等のうち文部科学大臣又は経済産業大臣が告示で定めるものに係る製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄物管理事業者又は使用者についての法第七十二條第二項に規定する規定の運用に関する意見</p>	<p>国家公安委員 会及び海 上保安庁長 官</p>
<p>四 原子炉又は製錬施設等であつて前三号に規定するもの以外のものに係る原子炉設置者、製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理</p>	<p>国家公安委員 会</p>

<p>事業者、廃棄物管理事業者又は使用者についての法第七十二条第二項に規定する規定の運用に関する意見</p>	<p>五 外国原子力船運航者に ついての法第三十五条第二項の規定の運用に関する意見</p>	<p>六 その貯蔵に用いる施設が文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣が告示で定める施設に該当する受託貯蔵者についての法第六十条第二項の規定の運用に関する意見</p>	<p>七 受託貯蔵者であつて前号に規定するもの以外のものについての法第六十条第二項の規定の運用に関する意見</p>
	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>	<p>国家公安委員会</p>

第六十四条 法第七十二条第五項の規定により文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣が連絡しなければならぬ者は、次の表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の下欄に掲げる者とする。

<p>一 法第二十三条第一項第二号に掲げる原子炉又は同項第四号若しくは第五号に掲げる原子炉（船舶に設置するものに限る。）に係る原子炉設置者（当該原子炉を設置しようとする者及び当該原子炉に係る旧原子炉設置者等を含む。次号において同じ。）について法第七十二条第五項に規定する規定による処分、届出の受理その他の行為（以下この条において「処分等」という。）をした場合</p>	<p>二 原子炉であつて前号に規定するもの以外のものうち文部科学大臣又は経済産業大臣が告示で定めるものに係る原子炉設置者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合</p>	<p>三 前二号に規定する原子炉に係る原子炉設置者からその設置した原子炉又は</p>
<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>

<p>は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第三十九条第一項の許可をした場合</p>	<p>四 原子炉であつて第一号若しくは第二号に規定するもの以外のものに係る原子炉設置者（当該原子炉を設置しようとする者及び当該原子炉に係る旧原子炉設置者等を含む。）又は当該原子炉に係る原子炉設置者からその設置した原子炉若しくは原子炉を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合</p>	<p>五 製錬施設、加工施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設又は使用施設等（以下この条において「製錬施設等」という。）のうち文部科</p>
<p>官</p>	<p>国家公安委員会</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>

<p>六 前号に規定する製錬施設等に係る旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等について法第十二</p>	<p>学大臣若しくは経済産業大臣が告示で定めるものに係る製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄物埋設事業者、廃棄物管理事業者又は使用者（製錬の事業を行おうとする者、加工の事業を行おうとする者、使用済燃料の貯蔵の事業を行おうとする者、再処理の事業を行おうとする者、廃棄物埋設若しくは廃棄物管理の事業を行おうとする者又は核燃料物質を使用しようとする者を含む。第八号において同じ。）について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
<p>八 製錬施設等であつて第五号に規定するもの以外のもにに係る製錬事業者、加工事業者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄物埋設事業者、廃棄物管理事業者又は使用者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合</p>	<p>七 廃棄物埋設施設のうち第五号の告示で定めるものに係る廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第五十一条の十九第一項の許可をした場合</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
<p>十一 外国原子力船運航者の許可をした場合</p>	<p>九 前号に規定する製錬施設等に係る旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧使用済燃料貯蔵事業者等、旧再処理事業者等、旧廃棄事業者等又は旧使用者等について法第十二条の七第九項（法第十二条の九第五項、第四十条の二十八第四項、第五十一条第四項及び第五十一条の二十六第四項及び第五十一条の七第四項において準用する場合を含む。）の確認をした場合</p> <p>十 廃棄物埋設施設のうち第五号の告示で定めるもの以外のもにに係る廃棄物埋設事業者からその設置した廃棄物埋設地又は廃棄物埋設地を含む一体としての施設を譲り受けようとする者について法第五十一条の十九第一項の許可をした場合</p>	<p>国家公安委員会</p>

<p>(外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせようとする者を含む。)又は原子力船を譲り受けようとする者について法第七十二条第五項に規定する規定による処分等をした場合</p>	<p>国会及び海上保安庁長官</p>
<p>十二 その使用し、又は使用しようとする施設が文部科学大臣が告示で定める施設に該当する核原料物質使用者又は核原料物質を使用しようとする者について法第五十七条の八第一項又は第三項の規定による届出を受理した場合</p>	<p>国家公安委員会及び海上保安庁長官</p>
<p>十三 核原料物質使用者又は核原料物質を使用しようとする者であつて前号に規定するもの以外のものについて法第五十七条の八第一項又は第三項の規定による届出を受理した場合</p>	<p>国家公安委員会</p>

(経済産業省又は国土交通省の職員に行わせることができる事務等)

追補 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(六五条―六七条)

第六十五条 文部科学大臣が法第七十四条の二第二項の規定により保障措置検査を行わせることができる経済産業省又は国土交通省の職員は、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)、電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第一百零四条第一項に規定する電気工作物検査官又は船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第十四条に規定する船舶検査官とする。

2 文部科学大臣は、法第七十四条の二第二項の規定により経済産業省又は国土交通省の職員に保障措置検査を行わせようとするときは、当該職員及び当該事務の範囲について、あらかじめ、経済産業大臣又は国土交通大臣の同意を得なければならない。

3 文部科学大臣が法第七十四条の二第三項の規定により経済産業省又は国土交通省の職員に行わせることができる事務は、次に掲げるものとする。

一 法第六十八条第一項の規定による立入検査の事務のうち保障措置協定に基づく保障措置の実施のための及び当該立入検査の際に行う同条第十五項の規定による封印又は装置の取付けの事務

二 法第六十八条第三項の規定により国際原子力機関の指定する者が行う立入検査(追加議定書第四条b(ii)の規定による通告があつた場合におけるものに限る。)と同時に進行する同条第一項及び第四

項の立入検査の事務並びに当該立入検査の際に行う同条第十六項の規定による封印又は装置の取付けの事務

4 第一項及び第二項の規定は、文部科学大臣が法第七十四条の二第三項の規定により経済産業省又は国土交通省の職員に前項に規定する事務を行わせる場合について準用する。

(手数料)

第六十六条 法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料(次項に規定する溶接検査に係るものを除く。)の額は、別表第一のとおりとする。

2 法第六十六条の四第一項若しくは第四項、第二十八条の二第一項若しくは第四項、第四十三条の十第一項若しくは第四項、第四十六条の二第一項若しくは第四項、第五十一条の九第一項若しくは第四項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受けようとする者が法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、別表第二のとおりとする。

3 法第七十五条第三項の政令で定める独立行政法人は、別表第三に掲げる独立行政法人とする。

第七章 外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等

(取締官)

第六十七条 法第八十五条第一項の政令で定める者は、警察官及び海上保安官とする。

（担保金の額に関する基準）

第六十八条 法第八十五条第三項の基準は、違反の種類、その罪につき定められた刑、違反の程度、違反の回数等を考慮して定めなければならない。

（担保金等の提供）

第六十九条 担保金（担保金の提供を保証する書面（以下「保証書」という。）に記載されているところから従つて提供されるものを除く。第一号において同じ。）又は保証書は、次に掲げるところに従つて提供されなければならない。

- 一 担保金にあつては、法第八十五条第一項の規定による告知があつた日の翌日から起算して十日以内（取締官がやむを得ない事由があると認めて当該告知があつた日の翌日から起算して二十日を超えない範囲内において当該期間を延長したときは、その期間内）に、同項に規定する違反者又は同項に規定する事件に係る船舶の船長その他主務大臣が担保金を提供する者として適当と認める者から、本邦通貨で提供されること。
- 二 保証書にあつては、次に掲げる要件に適合するものが前号の期間内に提供されること。

イ 当該保証書が提供された日の翌日から起算して一月以内に本邦通貨で担保金が提供されることを保証するものであり、かつ、当該保証書に記載されているところから従つて担保金が確実に提供されると認められるものであること。

ロ 当該保証書に係る担保金を提供する者が前号に規定する者に該当するものであること。

2 前項第一号及び第二号イの期間の末日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日又は一月二日、同月三日若しくは十二月三十一日に当たるときは、その日は、当該期間に算入しない。

（主務大臣及び主務省令）

- 第七十条 法第八十五条第二項、第八十六条第一項及び第八十七条第一項並びに前条第一項における主務大臣は、警察官に係る事件については内閣総理大臣、海上保安官に係る事件については国土交通大臣とし、法第八十五条第三項における主務大臣は、内閣総理大臣及び国土交通大臣とする。
- 2 法第八十八条における主務省令は、内閣府令・国土交通省令とする。
- 附 則
- 1 この政令は、昭和三十二年十二月九日か

ら施行する。ただし、第十条及び附則第二項の規定は、公布の日から施行する。

2 昭和三十三年三月三十一日までの間ににおける原子炉主任技術者の認定については、第十条第二号中「三年」とあるのは「二年」と、同条第三号中「二年」とあるのは「三月」とする。

附 則（平成七年二月二日政令第三三三号）

抄

（施行期日）

第一条 この政令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

別表第一（第六十六条関係）

番号	手数料を納付すべき者	金額
一	法第三条第一項の指定を受けようとする者	七百八十六万五千五百円（電子申請等（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第二条第六号に規定する申請等）をいう。以下同じ。）による場合にあつては、七百八十五万三千八百円）
二	法第六条第一項の許可を受けようとする者	六十四万三千五百円（電子申請等による場合にあつては、六十三万七千七百円）
三	法第十二条の六第二項又は第十二条の七第二項の認可を受けようとする者	百四十三万七千五百円（電子申請等による場合にあつては、百四十三万六千七百円）
四	法第十二条の六第三項又は第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	三十九万八千四百円（電子申請等による場合にあつては、三十九万六千七百円）
五	法第十二条の六第八項又は第十二条の七第九項の確認を受けようとする者	百四十六万二千二百円（電子申請等による場合にあつては、百四十六万八千四百円）
六	法第十三条第一項の許可を受けようとする者	七百八十六万五千五百円（電子申請等による場合にあつては、七百八十五万三千八百円）
七	法第十六条第一項の許可を受けようとする者	六十四万三千五百円（電子申請等による場合にあつては、六十三万七千七百円）
八	法第十六条の二第一項又は第二項の認可を受けようとする者	三十二万七千七百円（電子申請等による場合にあつては、三十一万一千七百円）
九	法第十六条の三第一項の使用前検査を受けようとする者	百十七万四千八百円（電子申請等による場合にあつては、百十七万七千七百円）
十	法第十六条の五第一項の施設定期検査を受けようとする者	二百三十四万九千五百円（電子申請等による場合にあつては、二百三十四万七千七百円）

追補 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（別表一）

十一	法第二十二條の三第一項第一号の核燃料取扱主任者試験を受けようとする者	場合にあつては、二百三十四万六千五百円 四万七千七百円（電子申請等による場合にあつては、四万七千四百円）
十二	核燃料取扱主任者免状の再交付を受けようとする者	三千三百円（電子申請等による場合にあつては、三千五十円）
十三	法第二十二條の八第二項又は第二十二條の九第二項の認可を受けようとする者	百四十三万七千五百円（電子申請等による場合にあつては、百四十三万六千六百円）
十四	法第二十二條の八第三項において準用する法第十二條の六第三項又は法第二十二條の九第五項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者	三十九万八千八百円（電子申請等による場合にあつては、三十九万六千七百円）
十五	法第二十二條の八第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第二十二條の九第五項において準用する法第十二條の七第九項の確認を受けようとする者	百四十六万二千二百円（電子申請等による場合にあつては、百四十六万八千八百円）
十六	法第二十三條第一項の許可を受けようとする者 イ 臨界実験装置の設置の許可 ロ 熱出力が百キロワット以下の原子炉（臨界実験装置を除く。）の設置の許可 ハ 熱出力が百キロワットを超える原子炉の設置の許可	六十三万七千七百円（電子申請等による場合にあつては、六十三万六千四百円） 二百十萬千九百円（電子申請等による場合にあつては、二百十萬六千六百円） 八百六十六萬千九百円（電子申請等による場合にあつては、八百六十六萬六千六百円） 五百二萬三千二百円（電子申請等による場合にあつては、五百二萬千八百円）
十七	法第二十三條の二第一項の許可を受けようとする者	五百二萬三千二百円（電子申請等による場合にあつては、五百二萬千八百円）
十八	法第二十六條第一項の許可を受けようとする者 イ 臨界実験装置以外の原子炉の熱出力の増加又は臨界実験装置以外の原子炉の設置に伴う基数の増加に係る変更の許可 ロ その他の変更の許可	二百七十四萬六千六百円（電子申請等による場合にあつては、二百七十四萬五千三百円） 四十九萬千六百円（電子申請等による場合にあつては、四十九萬三千三百円）
十九	法第二十六條の二第一項の許可を受けようとする者 イ 原子炉の熱出力の増加又は原子炉の基数の増加に係る変更の許可	百六十五萬九千七百円（電子申請等による場

二十八	法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第三項又は法第四十三條の三の三第四項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者	あつては、九十万七千八百円） 三十二万四千八百円（電子申請等による場合にあつては、三十二万三千四百円）
二十九	法第四十三條の三の二第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の三の三第四項において準用する法第十二條の七第九項の確認を受けようとする者	五十三万三千五百円（電子申請等による場合にあつては、五十三万二千二百円）
三十	法第四十三條の四第一項の許可を受けようとする者	四百五十九万三千四百円（電子申請等による場合にあつては、四百五十九万二千二百円）
三十一	法第四十三條の七第一項の許可を受けようとする者	七十一万九千八百円（電子申請等による場合にあつては、七十一万八千六百円）
三十二	法第四十三條の八第一項又は第二項の認可を受けようとする者	二十九万八千五百円（電子申請等による場合にあつては、二十九万七千三百円）
三十三	法第四十三條の九第一項の使用前検査を受けようとする者	百十万六千二百円（電子申請等による場合にあつては、百十万五千円）
三十四	法第四十三條の十一第一項の施設定期検査を受けようとする者	六十六万三千七百円（電子申請等による場合にあつては、六十六万二千五百円）
三十五	法第四十三條の二十七第二項又は第四十三條の二十八第二項の認可を受けようとする者	八十一万七千五百円（電子申請等による場合にあつては、八十一万六千円）
三十六	法第四十三條の二十七第三項において準用する法第十二條の六第三項又は法第四十三條の二十八第四項において準用する法第十二條の七第四項の認可を受けようとする者	二十七万四千四百円（電子申請等による場合にあつては、二十七万二千七百円）
三十七	法第四十三條の二十七第三項において準用する法第十二條の六第八項又は法第四十三條の二十八第四項において準用する法第十二條の七第九項の確認を受けようとする者	百四十六万二千二百円（電子申請等による場合にあつては、百四十六万八千円）
三十八	法第四十四條第一項の指定を受けようとする者	千三百二十二万八千四百円（電子申請等による場合にあつては、千三百二十一万六千七百

三十九	法第四十四条の四第一項の許可を受けようとする者	三百二十一万七千七百円（電子申請等による場合にあつては、三百二十万五千九百円）
四十	法第四十五条第一項又は第二項の認可を受けようとする者	三十九万三千二百円（電子申請等による場合にあつては、三十八万五千五百円）
四十一	法第四十六条第一項の使用前検査を受けようとする者	百六十七万五千五百円（電子申請等による場合にあつては、百六十七万二千四百円）
四十二	法第四十六条の二の二第一項の施設定期検査を受けようとする者	六百二十一万一千円（電子申請等による場合にあつては、六百二十万七千九百円）
四十三	法第五十条の五第二項又は第五十一条第二項の認可を受けようとする者	二百六十八万六千七百円（電子申請等による場合にあつては、二百六十八万五千三百円）
四十四	法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第五十一条第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	六十二万四百円（電子申請等による場合にあつては、六十一万九千円）
四十五	法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第五十一条第四項において準用する法第十二条の七第九項の認可を受けようとする者	百四十六万二千二百円（電子申請等による場合にあつては、百四十六万八千円）
四十六	法第五十一条の二第一項の許可を受けようとする者	九百九十二万七千九百円（電子申請等による場合にあつては、九百九十一万三千円）
四十七	法第五十一条の五第一項の許可を受けようとする者	八十一万二千二百円（電子申請等による場合にあつては、七十九万七千四百円）
四十八	法第五十一条の六第一項の確認を受けようとする者 イ 埋設容量が二百五十立方メートル以下の廃棄物埋設地に係る確認 ロ 埋設容量が二百五十立方メートルを超える廃棄物埋設地に係る確認	八十三万五千三百円（電子申請等による場合にあつては、八十三万四千四百円） 八十三万五千三百円（電子申請等による場合にあつては、八十三万四千四百円） に二百五十立方メートルを超える二百五十立方メートル又はその端数を増すこととに十四万三千百円（電子申請等による場合にあつては、十三万

四十九	法第五十一条の六第二項の確認を受けようとする者 イ 容器に固型化した核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）に係る確認 ロ 容器に固型化していない固体状の核燃料物質等に係る確認	八 廃棄物埋設地以外の廃棄物埋設施設に係る確認	九千三百円）を加算した額 八十三万五千三百円（電子申請等による場合 にあつては、八十三万四千四百円）
五十	法第五十一条の七第二項又は第二項の確認を受けようとする者		容器一個につき六千円 一トン又はその端数につき二万六千七百円 四十万六千円（電子申請等による場合にあつては、三十九万二千二百円）
五十一	法第五十一条の八第一項の使用前検査を受けようとする者		百四十三万九千九百円（電子申請等による場合 にあつては、百四十二万八千八百円）
五十二	法第五十一条の十第一項の施設定期検査を受けようとする者		二百二万八千六百円（電子申請等による場合 にあつては、二百二万四千七百円）
五十三	法第五十一条の十九第一項の許可を受けようとする者		八十一万二千二百円（電子申請等による場合 にあつては、七十九万七千四百円）
五十四	法第五十一条の二十五第二項又は第五十一条の二十六第二項の確認を受けようとする者		二百六万六千七百円（電子申請等による場合 にあつては、二百六万五千三百円）
五十五	法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第四項の確認を受けようとする者		四十九万六千四百円（電子申請等による場合 にあつては、四十九万五千円）
五十六	法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第五十一条の二十六第四項において準用する法第十二条の七第九項の確認を受けようとする者		百四十六万二千二百円（電子申請等による場合 にあつては、百四十六万八千八百円）
五十七	法第五十二条第一項の許可を受けようとする者		二十二万七千二百円（電子申請等による場合 にあつては、二十二万六千円）
五十八	法第五十五条第一項の許可を受けようとする者		十一万七千六百円（電子申請等による場合 にあつては、十一万六千三百円）

五十九	法第五十五条の二第一項の施設検査を受けようとする者	十四万九千六百円（電子申請等による場合に あつては、十四万八千四百円）
六十	法第五十七条の六第二項又は第五十七条の七第二項の認可を受けようとする者	五万八千三百円（電子申請等による場合に あつては、五万六千九百円）
六十一	法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第三項又は法第五十七条の七第四項において準用する法第十二条の七第四項の認可を受けようとする者	一万九千三百円（電子申請等による場合に あつては、一万八千円）
六十二	法第五十七条の六第三項において準用する法第十二条の六第八項又は法第五十七条の七第四項において準用する法第十二条の七第九項の確認を受けようとする者	十二万二千元（電子申請等による場合に あつては、十二万七百元）
六十三	法第五十八条第二項の確認を受けようとする者	容器一個につき十万二千三百円
六十四	法第五十九条第二項の確認（運搬する物に係るものに限る。）を受けようとする者	百三万二千元（電子申請等による場合に あつては、百二万八千八百円）
六十五	国土交通大臣又は独立行政法人原子力安全基盤機構の行う法第五十九条第二項の確認（運搬する物に係るものを除く。）を受けようとする者	二十三万九千五百円（電子申請等による場合に あつては、二十三万八千二百円）
六十六	法第五十九条第三項の承認を受けようとする者 イ 核燃料物質等（第四十八条の表第一号イに規定するもの（主務省令で定めるものを除く。）に限る。）の運搬に使用する容器について承認を受けようとする者 ロ 承認容器以外の容器の使用により核燃料物質等（イに規定するものを除く。）を運搬しようとする者 ハ 承認容器の使用により核燃料物質等（イに規定するものに限る。）を運搬しようとする者 ニ 承認容器の使用により核燃料物質等（イに規定するものを除く。）を運搬しようとする者	六万六千八百円
六十七	法第五十九条第三項の承認を受けようとする者	二十三万四千三百円
六十八	法第五十九条第三項の承認を受けようとする者 イ 核燃料物質等（第四十八条の表第一号イに規定するもの（主務省令で定めるものを除く。）に限る。）の運搬に使用する容器について承認を受けようとする者	七十万二千六百円（電子申請等による場合に あつては、七十万三千三百円）

	<p>ロ 核燃料物質等（イに規定するものを除く。）の運搬に使用する容器について承認を受けようとする者</p>	<p>十八万二千円（電子申請等による場合にあっては、十八万七百元）</p>
<p>六十七</p>	<p>法第六十一条の二第一項の確認を受けようとする者</p> <p>イ 製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下「工場等」という。）において用いた資材その他の物であつて、重量が二十トン以下のものに係る確認</p> <p>ロ 工場等において用いた資材その他の物であつて、重量が二十トンを超えるものに係る確認</p>	<p>十八万五千円（電子申請等による場合にあっては、十八万三千六百元）</p> <p>十八万五千円（電子申請等による場合にあっては、十八万三千六百元）に二十トンを超える二十トン又はその端数を増すごとに二万二千四百円を加算した額</p>
<p>六十八</p>	<p>法第六十一条の二第二項の確認を受けようとする者</p>	<p>百二十六万百円（電子申請等による場合にあっては、百二十五万八千七百円）</p>
<p>六十九</p>	<p>法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者</p>	<p>一万八千二百円（電子申請等による場合にあっては、一万七千円）</p>

別表第二(第六十六条関係)

番号	溶接検査を受けようとする物	金額
一	<p>法第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の十第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受ける物(次の項から六の項までに掲げるものを除く。)</p> <p>(一) 容器(二)から(七)までに掲げるものを除く。</p> <p>1 外径又は最大外径が八センチメートル未満のもの</p> <p>(2) 長さ五メートル未満のもの</p> <p>2 外径又は最大外径が八センチメートル以上十五センチメートル未満のもの</p> <p>の</p> <p>(1) 長さ五メートル未満のもの</p> <p>(2) 長さ五メートル以上のもの</p> <p>3 外径又は最大外径が十五センチメートル以上五十センチメートル未満のもの</p> <p>の</p> <p>(1) 長さ五メートル未満のもの</p> <p>(2) 長さ五メートル以上のもの</p> <p>4 外径又は最大外径が五十センチメートル以上一メートル未満のもの</p> <p>(1) 長さ五メートル未満のもの</p> <p>(2) 長さ五メートル以上のもの</p>	<p>一個につき</p> <p>二万四千七百円</p> <p>二万四千七百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに一万千円を加算した額</p> <p>十三万五千三百円</p> <p>十三万五千三百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに六万七千七百円を加算した額</p> <p>二十七万八千七百円</p> <p>二十七万八千七百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに十三万九千四百円を加算した額</p> <p>六十万八千円</p> <p>六十万八千円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに三十万四千円</p>

追補 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(別表二)

5 外径又は最大外のりが一メートル以上二メートル未満のもの	を加算した額
(1) 長さ五メートル未満のもの	八十五万九千五百円
(2) 長さ五メートル以上のもの	八十五万九千五百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに四十二万九千八百円を加算した額
6 外径又は最大外のりが二メートル以上五メートル未満のもの	百九万二千二百円
(1) 長さ五メートル未満のもの	百九万二千二百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに五十四万六千二百円を加算した額
(2) 長さ五メートル以上のもの	百九十七万七千七百円
7 外径又は最大外のりが五メートル以上十メートル未満のもの	百五十七万七千七百円
(1) 長さ五メートル未満のもの	百五十七万七千七百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに七十八万九千円を加算した額
(2) 長さ五メートル以上のもの	百六十六万二千二百円
8 外径又は最大外のりが十メートル以上十五メートル未満のもの	百六十六万二千二百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに八十三万千円を加算した額
(1) 長さ五メートル未満のもの	百九十八万八千円
(2) 長さ五メートル以上のもの	百九十八万八千円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに九十九万四千円を加算した額
9 外径又は最大外のりが十五メートル以上二十メートル未満のもの	二百三十二万二百円
(1) 長さ五メートル未満のもの	二百三十二万二百円
(2) 長さ五メートル以上のもの	二百三十二万二百円
10 外径又は最大外のりが二十メートル以上二十五メートル未満のもの	二百三十二万二百円
(1) 長さ五メートル未満のもの	二百三十二万二百円

(2) 長さ五メートル以上のもの

11 外径又は最大外のりが二十五メートル以上三十メートル未満のもの

(1) 長さ五メートル未満のもの
(2) 長さ五メートル以上のもの

12 外径又は最大外のりが三十メートル以上四十メートル未満のもの

(1) 長さ五メートル未満のもの
(2) 長さ五メートル以上のもの

13 外径又は最大外のりが四十メートル以上五十メートル未満のもの

(1) 長さ五メートル未満のもの
(2) 長さ五メートル以上のもの

14 外径又は最大外のりが五十メートル以上のもの

(1) 長さ五メートル未満のもの
(2) 長さ五メートル以上のもの

(二) 原子炉施設の損壊の際に自動閉鎖弁の作動により冷却材に対する圧力障壁を形成する一連の施設に属する容器

(三) 再処理施設に属する使用済燃料溶解槽、プルトニウム溶液蒸発缶、高放射性廃液蒸発缶又は高放射性廃液貯槽

(四) 加工施設、再処理施設、特定廃棄物管理施設又は使用施設等に属する容器

二百三十二万二百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに百十六万二百円を加算した額

二百六十六万二千八百円

二百六十六万二千八百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに百三十三万四千四百円を加算した額

二百九十一万四千四百円

二百九十一万四千四百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに百四十五万五千七百円を加算した額

三百二十九万七千四百円

三百二十九万七千四百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに百六十四万八千八百円を加算した額

三百六十五万九千九百円

三百六十五万九千九百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに百八十二万六千四百円を加算した額

(一)の額の四倍の額

(二)の額の四倍の額

(一)の額の二倍の額

のうち、使用済燃料を溶解した液体を内包するもの、プルトニウムの放射能濃度が三十七キロボケレル毎立方センチメートル以上の液体を内包するもの若しくは使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体であつて放射性物質の濃度が三十七メガベケレル毎立方センチメートル以上のものを内包するもの又はこれらの容器の排気処理系統に属する容器であつてプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベケレル毎立方センチメートル以上の気体若しくは放射性物質の濃度が三十七ベケレル毎立方センチメートル以上の気体を内包するもの（二三）に掲げるものを除く。）

(五) 原子炉格納容器

(六) (二三)又は(四)に掲げる容器の損壊の際に当該容器が内包する液体の漏えいの拡大を防止するための容器

(七) 六ふつ化ウランの加熱容器

(八) 管(九)から(十二)までに掲げるものを除く。)

1 外径百ミリメートル未満のもの

(1) 長手継手のもの

イ 継手の長さ五十七センチメートル未満のもの

ロ 継手の長さ五十七センチメートル以上五メートル未満のもの

ハ 継手の長さ五メートル以上のもの

(2) 周継手のもの

イ 継手に係る管の外径五十ミリメートル未満のもの

ロ イ以外のもの

2 外径百ミリメートル以上二百五十ミリメートル未満のもの

(1) 長手継手のもの

イ 継手の長さ五十七センチメートル未満のもの

ロ 継手の長さ五十七センチメートル以上五メートル未満のもの

ハ 継手の長さ五メートル以上のもの

(一)の額にその半額を加えた額

(二)の額の半額

(二)の額の半額

溶接一箇所につき

(二)の額の半額

五千三百円

一万七百元

一万七百元に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに五千三百円を加算した額

三千四百円

四千九百五十円

一万七百元

二万六百元

二万六百元

二万六百元に五メートルを超える五メートル

3 周継手のもの	又はその端数を増すごとに一万三百円を加算した額 九千四百円
(2) 外径二百五十ミリメートル以上五百ミリメートル未満のもの	
(1) 長手継手のもの	
イ 継手の長さ五十センチメートル未満のもの	一万四千二百円
ロ 継手の長さ五十センチメートル以上五メートル未満のもの	二万六千三百円
ハ 継手の長さ五メートル以上のもの	二万六千三百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに一万三千百円を加算した額
(2) 周継手のもの	一万三千円
4 外径五百ミリメートル以上千ミリメートル未満のもの	
(1) 長手継手のもの	
イ 継手の長さ五十センチメートル未満のもの	一万八千三百円
ロ 継手の長さ五十センチメートル以上五メートル未満のもの	三万二千三百円
ハ 継手の長さ五メートル以上のもの	三万二千三百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに一万六千二百円を加算した額
(2) 周継手のもの	一万七千八百円
5 外径千ミリメートル以上千五百ミリメートル未満のもの	
(1) 長手継手のもの	
イ 継手の長さ五十センチメートル未満のもの	二万四百円
ロ 継手の長さ五十センチメートル以上五メートル未満のもの	四万四千九百円
ハ 継手の長さ五メートル以上のもの	四万四千九百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに二万二千四百円を加算した額
(2) 周継手のもの	二万六千百円
6 外径千五百ミリメートル以上二千ミリメートル未満のもの	

<p>(1) 長手継手のもの</p> <p>イ 継手の長さ五十センチメートル未満のもの</p> <p>ロ 継手の長さ五十センチメートル以上五メートル未満のもの</p> <p>ハ 継手の長さ五メートル以上のもの</p>	<p>二万五千六百円</p> <p>五万二千二百円</p> <p>五万二千二百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに二万五千六百円を加算した額</p> <p>三万八千円</p>
<p>(2) 周継手のもの</p> <p>7 外径二千ミリメートル以上三千ミリメートル未満のもの</p> <p>(1) 長手継手のもの</p> <p>イ 継手の長さ五十センチメートル未満のもの</p> <p>ロ 継手の長さ五十センチメートル以上五メートル未満のもの</p> <p>ハ 継手の長さ五メートル以上のもの</p>	<p>四万九百円</p> <p>八万七千七百円</p> <p>八万七千七百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに四万九百円を加算した額</p> <p>六万九百円</p>
<p>(2) 周継手のもの</p> <p>8 外径三千ミリメートル以上のもの</p> <p>(1) 長手継手のもの</p> <p>イ 継手の長さ五十センチメートル未満のもの</p> <p>ロ 継手の長さ五十センチメートル以上五メートル未満のもの</p> <p>ハ 継手の長さ五メートル以上のもの</p>	<p>五万六千六百円</p> <p>十一万二千四百円</p> <p>十一万二千四百円に五メートルを超える五メートル又はその端数を増すごとに五万六千三百円を加算した額</p> <p>八万百円</p>
<p>(2) 周継手のもの</p> <p>(九) 再処理施設に属する使用済燃料溶解槽、プルトニウム溶液蒸発缶、高放射性廃液蒸発缶又は高放射性廃液貯槽に附属する管</p> <p>(十) 加工施設、再処理施設、特定廃棄物管理施設又は使用施設等に属する管のうち、使用済燃料を溶解した液体を内包するもの、プルトニウムの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の液体を内包するもの若しく</p>	<p>(八)の額の二倍の額</p> <p>(八)の額にその半額を加えた額</p>

	<p>は使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体であつて放射性物質の濃度が三十七メガベクレル毎立方センチメートル以上のものを内包するもの又はこれらの液体を内包する容器の排気処理系統に属する管であつてブルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の気体若しくは放射性物質の濃度が三十七ベクレル毎立方センチメートル以上の気体を内包するもの（九）に掲げるものを除く。）</p> <p>（十一） ダクト</p>	<p>（八）の額の半額</p>
二	<p>非耐圧部材の取付けのみに係る溶接について法第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の十第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受ける物（四の項から六の項までに掲げるものを除く。）</p>	<p>非耐圧部材一個につき三千五百五十円</p>
三	<p>改造又は修理のための溶接について法第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の十第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受ける物（次の項及び五の項に掲げるものを除く。）</p> <p>（一） 容器</p> <p>（二） 管</p>	<p>一個につき十七万七千六百円</p> <p>溶接一箇所につき一万九千五百円</p>
四	<p>非耐圧部材の取付けのみに係る溶接であつて改造又は修理のためのものについて法第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の十第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受ける物（次の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>非耐圧部材一個につき五千三百円</p>
五	<p>工場又は事業所の構内のうち放射線管理のため人の出入り等の管理が行われている区域であつて主務省令で定めるものの内において改造又は修理のための溶接について法第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十三条の十第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受ける物</p>	<p>三の項又は四の項の額の二倍の額</p>

<p>六 法第十六条の四第四項、第二十八条の二第四項、第四十三條の十第四項、第四十六條の二第四項、第五十一条の九第四項又は第五十五条の三第一項の溶接検査を受ける物（法第五十五条の三第一項の溶接検査を受ける物にあつては、溶接をした使用施設等であつて輸入したものに限る。）</p>	<p>一の項又は二の項の額の半額</p>
--	----------------------

別表第三（第六十六条関係）

<p>一 独立行政法人消防研究所 二 独立行政法人物質・材料研究機構 三 独立行政法人放射線医学総合研究所 四 独立行政法人種苗管理センター 五 独立行政法人さけ・ます資源管理センター 六 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 七 独立行政法人農業生物資源研究所 八 独立行政法人農業環境技術研究所 九 独立行政法人農業工学研究所 十 独立行政法人食品総合研究所 十一 独立行政法人国際農林水産業研究センター 十二 独立行政法人森林総合研究所 十三 独立行政法人水産総合研究センター 十四 独立行政法人産業技術総合研究所 十五 独立行政法人製品評価技術基盤機構 十六 独立行政法人海上技術安全研究所 十七 独立行政法人国立環境研究所</p>	<p>十八 独立行政法人国立高等専門学校機構 十九 独立行政法人国立病院機構</p>
--	---

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令

〔平成十七年十一月三十日〕
〔文部科学省令第四十八号〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号）附則第二条第二項及び第四条第二項の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令を次のように定める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（廃止措置計画の認可の申請に関する経過措置）

第一条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第一項第三号又は

追 補

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十三条第一項第三号又は

第五号に掲げる原子炉について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第二条第二項の廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 解体する原子炉施設及びその解体の方法

法

二 核燃料物質の譲渡しの方法

三 核燃料物質による汚染の除去の方法

四 核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 廃止措置期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書

二 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

三 廃止措置の工事上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があった場合に発生すると想定される原子炉の事故の種類、程度、影響等に関する説明書

四 前各号に掲げる書類のほか、文部科学大臣が必要と認める書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

第二条 改正法附則第四条第二項の廃止措置計画の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 解体する使用施設等及びその解体の方法

法

二 核燃料物質の譲渡しの方法

三 核燃料物質による汚染の除去の方法

四 核燃料物質によって汚染された物の廃棄の方法

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 廃止措置期間中に機能を維持すべき設備及びその機能並びにその機能を維持すべき期間に関する説明書

二 核燃料物質等による放射線の被ばく管理及び放射性廃棄物の廃棄に関する説明書

三 廃止措置の工事上の過失、機械若しくは装置の故障又は地震、火災その他の災害があった場合に発生すると想定される事故の種類、程度、影響等に関する説明書

三三七

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に伴う経過措置を定める省令（一条・二条）

四 前各号に掲げる書類のほか、文部科学

大臣が必要と認める書類

3 第一項の申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

附 則

この省令は、改正法の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令

〔平成十七年十一月二十二日〕
〔経済産業省令第百十三号〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号）附則第二条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令を次のように定める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令
第一条 この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

（以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定により改正法による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の第二項に規定する廃止措置計画について認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める規定の例により廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 実用発電用原子炉 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令（平成十七年経済産業省令第百四号）による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号。以下「新実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」という。）第十九条の六

二 法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉 研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令（平成十七年経済産業省令第百九号）による改正後の研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号。以下「新研究

開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」という。第四十三条の三

第三条 前条に規定する廃止措置計画について認可を受けようとする者は、当該認可の日までに、当該認可を受けようとする廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、次の各号に掲げる原子炉の区分に応じ、当該各号に定める規定の例により、保安規定の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

- 一 実用発電用原子炉 新実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六条
- 二 法第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉 新研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則第三十六条

附則

この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十四号）の施行の日（平成十七年十二月一日）から施行する。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員等との関係を定める告示

〔平成十七年十一月三十日〕
〔文部科学省告示第百六十二号〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第六十三条及び第六十四条の規定に基づき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員等との関係を定める告示を次のように定める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の規定に基づき国家公安委員等との関係を定める告示

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第六十三条第一項の表第二号及び第三号並びに第二項の表第二号及び第三号並びに第六十四条の表第二号及び第五

号の文部科学大臣が告示で定めるものは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第二十三条第一項第三号若しくは第五号に掲げる原子炉又は法第五十三条第三号に規定する使用施設等であつて、次の各号に掲げる工場又は事業所に設置されるものとする。

- 一 財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター
- 二 独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所
- 三 独立行政法人日本原子力研究開発機構東海研究開発センター核燃料サイクル工学研究所
- 四 独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（北地区）
- 五 独立行政法人日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター（南地区）
- 六 株式会社東芝原子力技術研究所

附則

この告示は、平成十七年十二月一日から施行する。